

2 総合型地域スポーツクラブの必要性と社会的意義

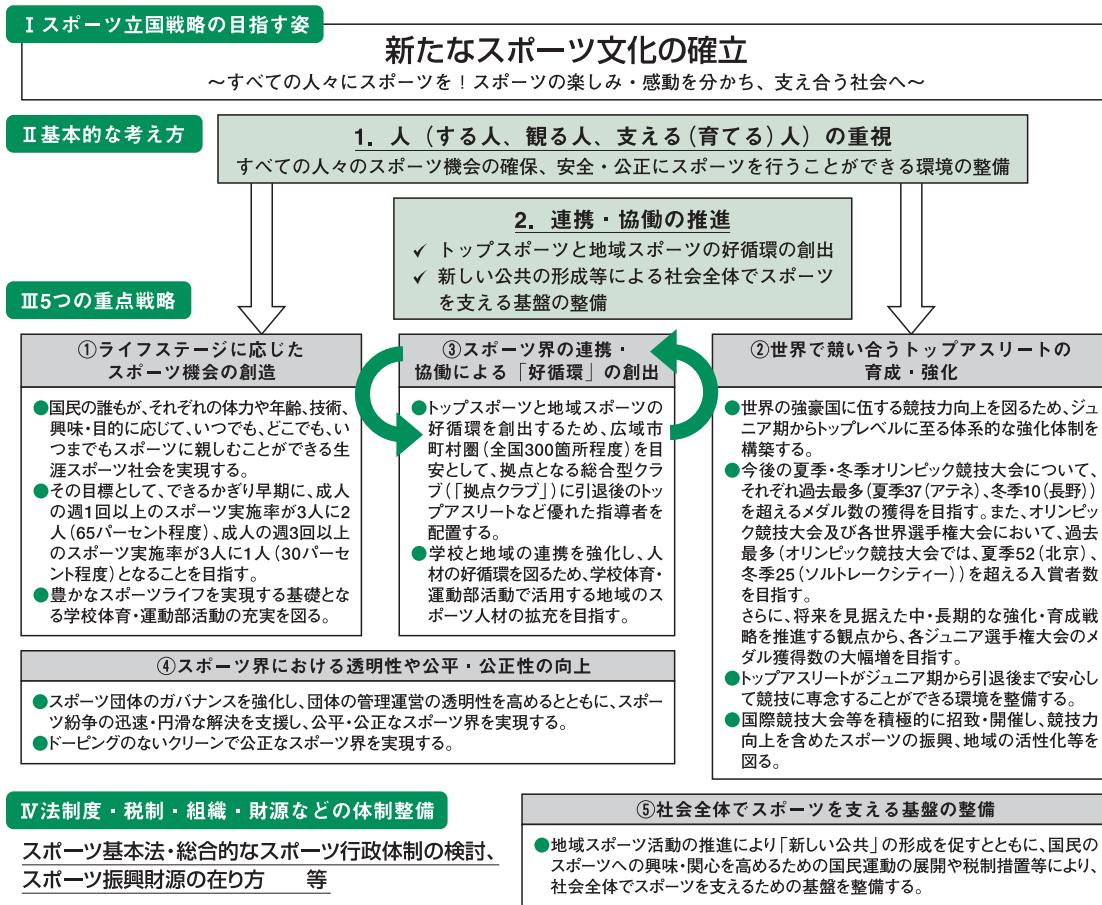
学校や企業といった母体組織に強く依存してきた我が国のスポーツ集団。小集団で勝利を過剰に求める、どちらかといえば地域には閉ざされたスポーツ集団であった。いわばスポーツ集団の「依存と閉鎖」。競技力を高めるには好都合だったかもしれない。しかし、「依存と閉鎖」が生み出す弊害は、日本のスポーツ文化を硬直的なものにしてしまった。この体質を根本的に改革していく構想が、総合型地域スポーツクラブの考え方の中核にある。「競技スポーツ」の富士山型育成モデルから「競技スポーツ」と「生涯スポーツ」の連峰型育成モデルへの転換を地域密着型のスポーツクラブを通して確立していく構想でもある。

1 総合型クラブの質的育成へ

平成22（2010）年8月、文部科学省は「スポーツ立国戦略～スポーツコミュニティ・ニッポン～」（以下、立国戦略）を発表した。昭

和36（1961）年制定の「スポーツ振興法」から50年。立国戦略は新たな「スポーツ基本法」（平成23〔2011〕年6月24日制定）の制定を目指した基本的な考え方方が記されたものである。図1は立国戦略の概要である。目指す姿は「新たなスポーツ文化の確立～すべての人々にス

図1●スポーツ立国戦略の概要



ポーツを！スポーツを楽しみ・感動を分かち、支え合う社会～」。この理念のもとに基本的な考え方として、①人（する人、観る人、支える〔育てる〕人）の重視、②連携・協働の推進の二つが掲げられた。さらに具体的な重点戦略は5つ。とりわけ、本節テーマの総合型地域スポーツクラブ（以下、総合型クラブ）の必要性と、その社会的意義は、次のように読み取ることができよう。一つ目にスポーツに多様にかかわる人々がスポーツの楽しみをより向上できるように、自発的に「する」「観る」「支える（育てる）」の活動に参加できるような機会であること。二つ目に地域の一体感を生み出すソーシャルキャピタル（社会関係資本）づくりになるような連携や協働の機会であること。つまり総合型クラブが、立国戦略の基本的な考え方を具現化するための重要なスポーツ環境であることが分かる。

さて、総合型クラブの育成が全国展開されるようになったのは平成12（2000）年9月策定の「スポーツ振興基本計画」²⁾（平成24[2012]年3月改訂）からである。生涯スポーツ社会の実現を目指して「できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が2人に1人（50パーセント）となること」を政策目標

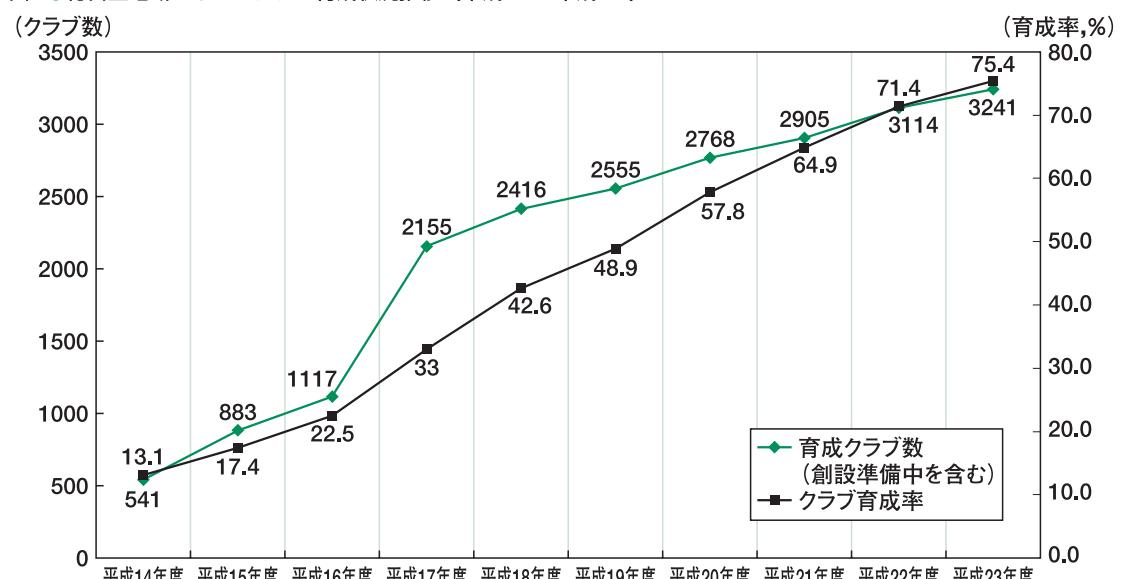
とし、このための重点施策として「2010年（平成22年）までに、全国の各市区町村において少なくとも1つは総合型地域スポーツクラブを育成する」ことが到達目標となった。

図2は平成14（2002）年度から平成23（2011）年度までに総合型クラブの「育成クラブ数」がどのように推移してきたのか、また市区町村の「クラブ育成率」はどのくらいの割合で増えてきたのかを示したものである。平成23（2011）年には「育成クラブ数」が3,241、「クラブ育成率」が75.4%である。こうして市区町村に育成した総合型クラブは、平成24（2012）年3月策定の「スポーツ基本計画」³⁾において「スポーツを通じて『新しい公共』を担い、コミュニティの核」としての役割が期待されている。これまでの量的育成を目指した施策から今後は総合型クラブの質的な育成へ、どのように転換をしていくかが問われているといえよう。

2 総合型クラブの必要性

総合型クラブは、運動・スポーツ活動を日常的・継続的に実践できる生活習慣を獲得していくために欠くことのできない、地域に密

図2●総合型地域スポーツクラブ育成状況推移（平成14～平成23）



※岩手県、宮城県、福島県は、東日本大震災の影響により調査の実施が困難であるため、昨年度（平成22年度）のデータで処理している。

着したスポーツ環境として構想されたものである。とりわけ青少年期の運動・スポーツ離れや運動能力・体力低下、また地域教育力の衰退や地域住民のコミュニケーション不足を解消するために、この構想に期待される社会的意義は大きい。たとえば、青少年期の運動・スポーツ離れば、小学校から大学までのスポーツ環境が学校教育に依存しているため、学校スポーツ環境のニーズに当てはまらない子どもたちの存在に現れている。こうした問題を具体的に解決するため総合型クラブ構想の必要性が問われているのである。

1) 学校や企業に依存したスポーツ集団

我が国のスポーツ集団の特徴は、青少年期の学校運動部を例に挙げて考えるとよい。学校運動部は「同世代」の集まる生徒たちの集団である。学校運動部は、「單一種目」別に集団をつくり、指導者には「学校教師」が配置されて、校長が創部を認める。また、運動部員数は学校内の運動・スポーツ施設のサイズに合わせた人数（10名～30名程度）に制限された「小集団」が多い。日頃の活動目標は「学校対抗戦」の形式で行われる大会や試合に深く依存している。学校運動部は小学校から大学までの学校期ごとに入部と引退を繰り返す構造を持つ。この構造はその種目の活動経験者が入りやすい状況を生み出す原因にもなっている。それは小、中、高、大の学年進行のたびに顕著になる。

「同世代」「單一種目」「小集団」「学校教師」「学校対抗戦」のキーワードで表される学校運動部は、青少年期の我が国のスポーツ集団の特徴である。したがって、その活動は指導者（教員）不在や学校や企業といった母体組織の状況に強く左右される。多くの企業内運動部が、母体企業（親会社）の経営悪化を理由に解散していることは周知の通りである。総合型クラブは、学校や企業の組織体制に依存したスポーツ環境の弊害を克服するため、また現代の多様なスポーツニーズに応えるため、人々の「生活／暮らし」を基盤に据えて、どのようにビジョンを描き、運営がなされるべきか問われることになる。

2) 「チーム」から「クラブ」へ

これからのが国スポーツ集団は、「チーム」と「クラブ」の構造を分けて考えてみる必要がある。たとえば、「チーム」は学校運動部型モデルのスポーツ集団であり、「クラブ」は地域密着型モデルのスポーツ集団として考えててもよい。「クラブ」は図3の下に示す通り、「チーム」が複数集まつた連合体の組織であるといえる。

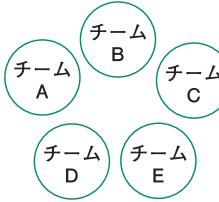
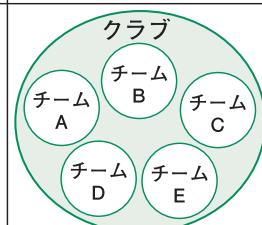
「クラブ」は「多世代」「多種目」「大集団」「地域指導者」「都市・地域対抗戦」の特徴をもち、地域住民の「生活／暮らし」に密着したホームタウン（地域）が活動基盤である。地域住民は、総合型クラブでの活動を通して「地域への誇りや愛着」と「地域への一体感」の醸成を図っていくのである。総合型クラブを質的に成熟させていくことは、我が国におけるスポーツ集団づくりの構造を「チーム」から「クラブ」へ展開していくことを意味しているのである。

3) 総合型地域スポーツクラブの形態

総合型クラブとは「身近な生活圏である中学校区程度の地域」において「地域住民が主体的に運営するスポーツクラブの形態」である。

総合型クラブは、次のような①～⑤の特徴

図3●「チーム」と「クラブ」の違い

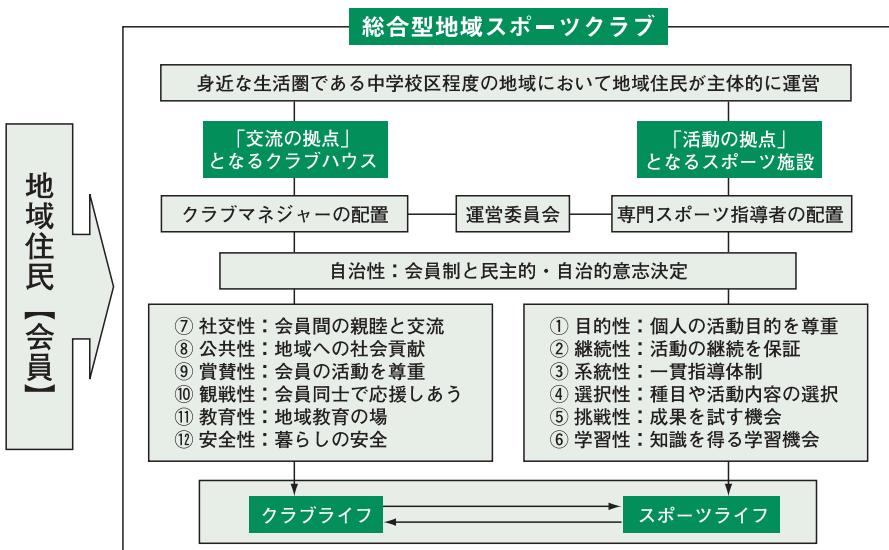
これまで	これから
学校運動部型チーム	地域密着型クラブ
同世代	多世代
單一種目	多種目
小集団	大集団
学校教師	地域指導者
学校対抗戦	都市・地域対抗戦
	

学校運動部に特徴的にみられる集団の構造を5つのキーワードで表わした。これまででは学校運動部型の「チーム」が我が国のスポーツ集団づくりであった。これからは地域密着型の「クラブ」に示した5つのキーワードで表わされる構造を持ったスポーツ集団づくりが必要である。

を持つことが示されている。これらの特徴が最大限に活かされることによって、「地域の課題（学校・地域連携、健康増進、体力向上、子育て支援等）解決への貢献も視野に入れ、会員はもとより、広く地域住民が主体的に取り組むスポーツ活動を推進すること」によって、スポーツを通して「新しい公共」を担うコミュニティの核として発展していくことが期待されている。

- ① 複数の種目が用意されている。
- ② 子どもから高齢者まで、初心者からトップレベルの競技者まで、地域の誰もが年齢、興味・関心、技術・技能レベルなどに応じて、いつまでも活動できる。
- ③ 活動の拠点となるスポーツ施設およびクラブハウスがあり、定期的・継続的なスポーツ活動を行うことができる。
- ④ 質のよい指導者の下、個々のスポーツニーズに応じたスポーツ指導が行われる。
- ⑤ 以上のようなことについて、地域住民が主体的に運営する。

図4●総合型地域スポーツクラブのイメージ図と役割



総合型地域スポーツクラブは、「活動の拠点」となる運動・スポーツ施設と「交流の拠点」となるクラブハウスを持つことが運営の理想的な条件である。活動の拠点には、専門のスポーツ指導者を配置・組織化し、交流の拠点には、クラブマネジャーを配置する。それぞれの拠点では、図中に示した①～⑫の役割を機能させていく運営が求められている。

3 「スポーツライフ」と「クラブライフ」の実現に向けて

総合型クラブは、図4に示したような構造と役割を持つ。総合型クラブは、「活動の拠点」となる運動・スポーツ環境と「交流の拠点」となるクラブハウスが、立ち上げと運営の理想的な条件である。「活動の拠点」を通じた「スポーツライフ」の実現と「交流の拠点」を通じた「クラブライフ」の実現には、図4中の①～⑫の役割を機能させていくことが望ましい。

1) 総合型クラブの「スポーツライフ」

① 個人の目的を尊重する（目的性）

総合型クラブは会員一人ひとりの運動・スポーツ活動の目的を尊重する役割を持つ。運動・スポーツ活動は、誰からも強制されるものではなく、また学校や企業のためにするのではなく、自分自身の健康や体力維持、自己実現のためにある。また、会員の運動・スポーツ活動の目的は、一人ひとり異なっている。このことを総合型クラブの会員同士が互いに認め合うことは、会員の

総合型クラブへの所属意識を高め、運動・スポーツ活動に自ら進んで取り組む主体性が育つのである。

② やめないで続けるため条件を整える（継続性）

総合型クラブは会員が運動・スポーツ活動をやめないで続けるための条件を整える役割を持つ。会員の多くは、生活事情の変化や体力の衰

え・技能レベルの低さを理由に運動・スポーツ活動から離れることがある。総合型クラブでは種目や活動内容、指導方法などを日常的に改善・工夫することによって、会員の運動・スポーツ活動の習慣化を目指すのである。

③ 一貫指導体制を整える（系統性）

総合型クラブは発育発達や運動技能・体力水準に合わせた系統的な指導方法と一貫指導システムを整える役割を持つ。子どもの発育発達に応じた指導内容は、運動・スポーツ活動との出会い期のやる気を大きく左右する。また、早期専門化によるスポーツ障害や燃え尽き症候群（バーンアウト）を回避することができる。そういう系統的な指導方法と一貫指導体制は、会員の運動・スポーツ活動の出会いやきっかけを豊かなものにするのである。

④ 多様な運動・スポーツ種目や活動を準備する（選択性）

総合型クラブは会員の発育発達や世代構成、運動技能や体力水準に応じた多様な運動・スポーツ種目や活動を準備する役割を持つ。運動・スポーツの出会い期にあたる子どもたちや高齢者には、準備された種目や活動内容を選択できる仕組みを通して運動・スポーツの適応性を自己判断できることにつながるのである。

⑤ 成果を試す機会を準備する（挑戦性）

総合型クラブは会員の日常の活動の成果を試す機会を準備する役割を持つ。各種競技団体が主催する競技会や大会への参加を手助けする。また総合型クラブ独自の大会やリーグ戦等を企画して、自己の目標に挑戦する機会をつくる。こういう機会を通して会員には、運動・スポーツ活動を継続するための動機づけになると同時に生きがいにつながるのである。

⑥ 正しい知識を得る学習機会を提供する（学習性）

総合型クラブは健康や体力、各種技能やトレーニング法・救急法などに関する知識や学習機会を提供する役割を持つ。また地

域住民向けにテーピング講座やコーチング講座等を主催することも大切である。総合型クラブはこうした学習機会を日常的なスポーツライフの中で提供することを通して、運動・スポーツに関する正しい知識と情報を蓄積していくことで、地域や会員からの信頼を高めていくことにつながるのである。

② 総合型地域スポーツクラブの「クラブライフ」

⑦ 会員の親睦や交流の機会をつくる（社交性）

総合型クラブは会員の総合型クラブへの愛着や帰属意識・一体感を育むため親睦や交流の機会をつくる役割を持つ。会員同志の社交を目的としてスポーツイベントや家族で参加できる祝祭的なイベント・交流会活動は総合型クラブの重要な活動である。こうした親睦や交流の機会を通して、総合型クラブへの愛着や帰属意識・一体感を育み総合型クラブへの誇りを持つことにつながるのである。

⑧ 地域への社会貢献活動をする（公共性）

総合型クラブは地域への社会貢献活動を通してコミュニティの核としての役割を持つ。総合型クラブは地域における非営利で公益的な組織として、総合型クラブ会員以外の地域住民を対象にした事業を開催することや地域行事へのボランティア参加、地域課題解決へ向けた協力を重要な活動とする。地域への社会貢献活動は、地域課題へ対応するためのさまざまな人々の支援、協力関係づくりにつながるのである。

⑨ 会員やチームの成果を賞賛する（賞賛性）

総合型クラブはチームや会員が、成果を讃えあう機会を通じてお互いを賞賛する役割を持つ。総合型クラブは複数チームや活動の目的の異なる会員間の親睦や交流が薄くなることがあるため会員情報やホームページなどを使って、会員やチームの成果を公表することが重要な活動である。そのような情報を会員同士が共有できることは、総合型クラブ内の会員やチームの活動を応援する機会につながるのである。

⑩ 応援や観戦の機会をつくる（観戦性）

総合型クラブはチームや会員の大会や試合を観戦できる機会をつくる役割を持つ。スポーツ観戦は、会員のクラブへの愛着や一体感を育むと同時に「みるスポーツ」のエチケットやマナーを学ぶ機会になる。また、応援や観戦を通して会員やチームのお互いの目標を尊重することにつながるのである。

⑪ 社会性を育てる地域教育の場をつくる (教育性)

総合型クラブは子どもやおとなとの社会性を育てる地域教育の場をつくる役割を持つ。世代を超えた親睦や交流は、子どもの社会性を豊かに育む。総合型クラブは学校教育の場を補う重要な地域教育の場として、他人への思いやりや社会道徳を自然と学ぶことにつながるのである。

⑫ 地域の安全環境をつくる (安全性)

総合型クラブは活動を通して地域の安心・安全な環境をつくる役割を持つ。総合型クラブ活動を通して地域住民の親睦や交流を深めることは、防災や防犯意識を高めると同時に交通事故や児童虐待、高齢者の孤独死などを未然に防ぐことにつながるのである。

4 地域スポーツクラブの設立とその運営

1) 地域住民の対話づくり (共同性)

総合型クラブの設立には、日常的にスポーツをしている人とスポーツを通して地域づくりや地域の活性化を目指そうとしている人の対話の場が必要である。総合型クラブの立ち上げがスポーツ関係者だけで進められることは避けなければならない。対話の場は学校やPTA、スポーツ少年団や子供会、各種地域団体や各種競技団体、自治体を含めた地域住民の視点に立った話し合いができることが重要である。そうした場では、総合型クラブの設立に向けた地域づくりや地域活性化の理念をしっかりと皆で確認し合うことが大事である。総合型クラブの立ち上げはスポーツ関係者を

はじめ地域住民が共同で取り組むことが望ましい。

2) 総合型クラブ設立のプランづくり(計画性)

総合型クラブの設立では、どのような人材を集めて、どのくらいの期間で、どのようなことを準備し、どのような意思決定をしていくのか、具体的な設立までのプランを作成することが望ましい。プランづくりでは設立を予定している地域のスポーツ活動の現状分析をすることがもっとも重要である。この段階では「設立準備委員会」を設置した上で、地域の実情にあわせて次のような①～⑥の視点からプランを作成することが大事である⁴⁾。

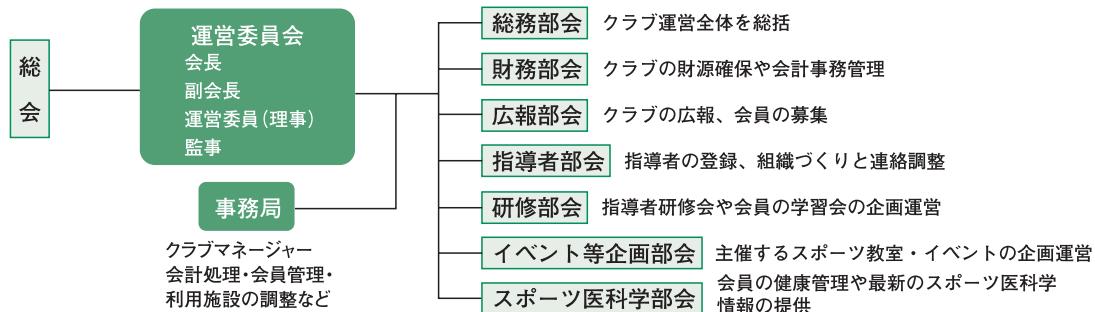
- ① 地域スポーツの現状分析
- ② 人材（指導者、クラブマネジャー）の発掘と配置
- ③ 施設（活動や交流の拠点）の確保と活用
- ④ 資金の調達と財務計画
- ⑤ 活動プログラム
- ⑥ 運営スタッフの配置と運営体制づくり

3) 会員制と自主運営（自治性）

図5は、総合型クラブの運営組織図例である。各専門部会の運営スタッフの配置は、会員個々人が持つ得意な能力や資質を活かすことが望ましい。総合型クラブはメンバーシップ（会員）制である。年会費や月会費のかたちで会費を支払いメンバーとして主体的に運営に参加する。会員は自分たちで総合型クラブ内の約束事を決めて、皆で約束事を守るという自己規律を持つことが大事である。会員は誰もが民主的・自動的な運営を担う主役である。会員によって選ばれたメンバー（理事や役員）は、地域の代表として責任を持って運営にかかわらなければならない。

このように会員による運営の自治性が確保されることで、学校や企業という組織基盤に頼ってきたアスリートやチームから、学校や企業に頼らない自分たちの自立した所属クラブであるという強い所属意識を持つことが可能となる。

図5●総合型地域スポーツクラブの運営組織図（例）



引用文献：文部科学省「クラブづくりの4つのドア総合型地域スポーツクラブ育成マニュアル」を参照

総合型地域スポーツクラブは、会員によって選ばれた役員(理事)による運営委員会を設置する。また、クラブを運営していくために必要な業務を「総務」「財務」「広報」など7部門にわけて会員の持つ能力や資質を活かせるようにする。

4) 地域にはなくてはならないクラブへ (公益性)

総合型クラブは、地域住民の「生活／暮らし」を生き生きさせるための場や活動を提供する地域の公益団体である。昨今では、総合型クラブが公益法人（一般社団法人や特定非営利活動〈NPO〉法人など）として認証されている⁵⁾。これからは地域スポーツの推進を担う公益団体として、既存の地方体育協会等のスポーツ関連団体と協働していくことが大切になる。こうした将来像の実現には、夢と熱意、自覚と責任を持った運営スタッフが、地域住民の中から配置されることが大事である。

5 「新しい公共」としての 総合型クラブ

NPO（Non - Profit Organizationの頭文字）型の総合型クラブが、地域スポーツ推進の「新しい公共」として存在感を示すようになってきた。NPO法人クラブネットの調査によれば、健康・運動・スポーツ系民間非営利法人の総数は4,137（平成22〔2010〕年6月調べ：NPO法人認証総数41,391団体）で、NPO型の総合型クラブは、369団体、そのうち公共スポーツ施設の指定管理事業を受託している総合型クラブは120団体である（文部科学省：平成23年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査）。

平成10（1998）年3月の「特定非営利活動促進法」制定後、総合型クラブはNPO法人と

して所轄官庁から認証を受けることで社会的信用を高め、契約行為や財産所有が可能となってきた。NPO型総合型クラブが掲げたミッション（使命）は、その多くがスポーツを通じた非営利で公益的な事業を展開し、地域社会の「コミュニティの核」になることを目指している。事業の大半は、これまでではスポーツ行政が主たる実施主体であった。

しかし、人々の運動・スポーツ活動の参加形態が多様化し、スポーツ行政に求めるニーズも細分化されている昨今では、スポーツ行政だけでは、地域住民のスポーツ欲求のすべてをカバーすることができなくなっている。こうした状況を克服するために、これまでスポーツ行政が実施してきた公共サービスの受益者たちを、公共サービスの提供者へ転換していくことで、地域住民のスポーツ欲求を幅広くカバーすることを目指したものがNPO型総合型クラブの存在意義である。

NPO型総合型クラブは、公益的なスポーツ事業の企画、立案をはじめ、資金調達、広報、人員確保、財務、評価までさまざまな業務を担う有償無償の人々の協力によって成り立っている。そのためには、地域への愛着と総合型クラブへの帰属意識を基盤として、組織を持続的に発展させていくこうとする無償ボランティアたちの貢献は大きい。個人が持っている得意分野を総合型クラブの運営へ活かすことがNPO型総合型クラブ発展の重要なポイントなのである。

ところが、こうしたNPO活動への寄附文化

が十分に定着していない我が国では、多くのNPO型総合型クラブの悩みに資金調達が挙げられる。主な財源には国や地方自治体からの委託事業や助成財団からの助成金・補助金、個人や企業の寄附があろう。しかしながら、NPO法人の収入に占める寄附金の割合は、わずか3%程度であることが報告されている。総合型クラブにおいて、法人格を有した総合型クラブは11.4%、地方自治体から指定管理者として委託された総合型クラブは3.7%といずれも少なく、また自己財源率が50%以下のクラブが半数（57.6%）を占めていることが報告されている（文部科学省、平成23年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査）。このため平成23（2011）年6月には、特定非営利活動促進法が改正されて税制面での優遇処置が受けられる「認定NPO法人」の認定期度がスタートした。認定NPO法人への寄附は寄附金控除の対象となり、個人はもちろん企業も社会的貢献活動（CSR）として積極的に資金的な支援をしていくことが期待されている。

【引用参考文献】

- 1) 財団法人日本体育協会：「21世紀の国民スポーツ振興方策」
2001年1月
- 2) 文部科学省：「スポーツ振興基本計画」、2000年9月
- 3) 文部科学省：「スポーツ基本計画」、2012年3月
- 4) 文部科学省：「クラブづくりの4つのドア—総合型地域スポーツクラブ育成マニュアル」、2001年4月
- 5) 黒須充、水上博司編著、特定非営利活動法人クラブネット監修：「ジグソーパズルで考える総合型地域スポーツクラブ」、大修館書店、2002年11月